

大川学園電子計算機利用規程

第1条

この規定は、情報管理グループが管理する電子計算機（以下「計算機」という。）の利用に関して必要な事項を定める。

第2条

計算機の利用は、学術研究、教育及び教育情報処理を目的とし、かつ、その成果を原則として公開し得るものに限る。

第3条

計算機を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学校法人大川学園（以降は本学）の専任教職員
- (2) 本学の学生、生徒
- (3) その他特に情報管理グループ管理者が適当と認めた者

第4条

計算機の利用形態を学内利用及び学外利用に区分し、更に学内利用は、次の各号に掲げる形態に区分する。

- (1) 学術研究利用
- (2) 教育実習利用
- (3) 教育情報処理利用
- (4) 教科外教育利用
- (5) その他

第5条

利用者は、計算機室に計算等を依頼する場合は、校長、情報管理グループ管理者が別に定める方法によらなければならない。

第6条

この規程に定めるもののほか、計算機利用に関して必要な事項は情報管理グループ管理者が定める。

付則

この規定は、平成11年4月1日から施行する。

この規定は、平成14年4月1日から改正する。

この規定は、平成16年4月1日から改正する。